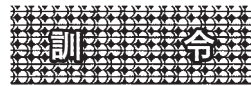


印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課



長野県教育委員会訓令第1号

事務局
学校以外の教育機関

長野県教育委員会文書規程（昭和47年長野県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月30日

長野県教育委員会

別表第3の1中

「 高校教育課 | 教高 | 」を

「 高校教育課 | 教高 |
高校教育課高校再編推進室 | 教高再 | 」に改める。

教育政策課

長野県教育委員会訓令第2号

事務局
教育機関

長野県教育委員会公印規程（昭和43年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月30日

長野県教育委員会

別表中

長野県教育委員会 教育長印	教育政策課長	方24	長野県教育委員会 教育長印
------------------	--------	-----	------------------

を

長野県教育委員会 印 (公務・通勤災害 補償専用)	教育事務所長	方30	長野県教育委員会 印	に改める。
			公務通勤災害 補償専用	
長野県教育委員会 教育長印	教育政策課長	方24	長野県教育委員会 教育長印	

教育政策課

長野県教育委員会訓令第3号

事務局
学校以外の教育機関

長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程（平成18年長野県教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月30日

長野県教育委員会

本則中「及び附則第3項」を削る。

別表の教育政策課の項中「第17号」を「第18号」に改め、同表の
高校教育課の項中

「	管理係	規則第6条第1号（高校改革推進係、施設係に属するものを除く。）、第2号（教職員係に属するものを除く。）及び第5号の事項	」
	高校改革推進係	規則第6条第1号のうち高校改革に関する事項	

を

「	管理係	規則第6条第1号（施設係に属するものを除く。）、第2号（教職員係に属するものを除く。）及び第5号の事項	」
---	-----	---	---

に改める。

教育政策課